

本会議から付託された議案22件を審査するため、令和2年6月22日に産業建設委員会を開催しました。

承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度 総社市一般会計 補正予算（第3号））

～内容～

新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けている市内飲食店等を応援するためのお持ち帰りDEお得券事業に係る経費の増額が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で承認すべきであると決定

～質疑～

問： お持ち帰りDEお得券を追加販売した主な目的はどうか。

答： 券を買うことのできなかつた市民の方から追加販売を求める声が多かつたこと、また新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、売上げの落ち込みが激しい飲食店を応援するという2つの目的で販売を行った。

問： 残枚数の今後の販売方法はどうか。

答： 6月1日から在勤者へ販売を拡大しており、市外からの従業員が多い企業等へもPRしたい。

議案第43号 総社市農業委員会の委員候補者選考委員会設置条例の一部改正について

～内容～

岡山県内の農業協同組合が合併し、農業協同組合の名称を改めたことに伴い、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で原案を可決すべきであると決定

議案第 44 号 工事請負契約の締結について

～内容～

高松田中西阿曾線外改良工事について、令和 2 年 5 月 24 日に一般競争入札を執行した結果、土井建設株式会社が落札したので、工事請負契約を締結しようとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

議案第 45 号 総社市昭和地区復興住宅条例の制定について

～内容～

平成 30 年 7 月豪雨災害による被災者の生活の安定に資するため、昭和地区復興住宅を設置するに当たり、必要な事項を定めようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問： 条例案で家賃の減免等について、入居者又は同居者が病気にかかったときとあるが、どういったことを想定しているのか。

答： 具体的な内容は特に定めていない。家賃の支払にあたって、全く収入がなくなるといったことがあった場合、家賃の減免や、支払猶予をするといったことを想定している。

議案第 46 号 総社市給水条例の一部を改正する条例の一部改正について

～内容～

新型コロナウイルス感染症が経済的に甚大な影響をもたらしている状況を踏まえ、水道料金の改定時期を改めるため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

議案第 47 号 令和 2 年度 総社市 一般会計 補正予算（第 5 号）

～内容～

斎場及び一般廃棄物最終処分場の修繕料の増額、市営住宅滞納金徴収委託料の増額が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問： 斎場の修繕で、今回は5号炉と、給水ユニットの修繕をすることだが、5号炉自体を新しくするなど、全体的に修繕しようという計画はないのか。

答： 今回は、炉のゆがみによる修繕を予定している。今後、炉の長寿命化を図りながら運用していきたい。

問： 市営住宅滞納金徴収委託料について、徴収実績が当初の想定以上だったとのことだが、どの程度の実績か。

答： 当初、徴収率を10%から15%程度と見込んでいたが、4月から委託をして、すでに30%を超える徴収率となっている。今後も、徴収額の増額が見込まれるため、委託料を大幅に増額しようとするものである。

議案第 49 号 令和 2 年度 総社市 水道事業会計 補正予算（第 2 号）

～内容～

料金改定の延期に伴う料金収入の減額、新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、遠方監視システム更新工事等の発注が遅れたことに伴い、2箇年の債務負担事業とすることによる減額補正が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問： 遠方監視システム更新工事について、新型コロナウイルス感染症拡大のため発注自体をしていないとのことだが、なぜか。

答： 入札自体は電子入札で行うため、実施できないことはないが、落札した業者にお

いては、大きな工事の場合、専門の技術者を県外から呼ぶこととなるが、最近まで県をまたぐ移動ができない状況であったことから、入札自体を控えていた。

同意第 9 号から第 23 号まで 農業委員会の委員の任命に関する同意を求めることについて

～内容～

本市農業委員会の委員について、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により、市議会の同意を得て任命しようとするもの。

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**同意**すべきであると決定。

～質疑～

問： 農業委員の任命は、地域性を加味しているのか。また農業委員の推薦枠について、どのようにしているのか。

答： それぞれの地域の意見を取り入れるべきと考えているので、地域性を勘案したものとなっている。推薦については、個人からでも団体からでもいいが、農事組合法人であるとか、地区の自治体連合会であるとか、農業委員個人であるとか様々な形で推薦をいただいている。

問： 農業従事者ではない、いわゆる中立の立場の委員も選ぶとのことだが、市内では農地転用がかなり増えてきているので、専門的な知識を持った方を農業委員に選べないか。

答： 専門性を持った方を選ぶというのは可能である。実際に、中立の立場として推薦いただいている委員は、専門的な知識を有している方である。